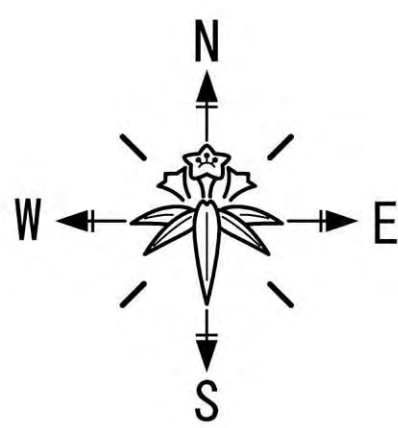


鎌倉都市計画図

凡例
都市計画区域
変更しようとする区域線

1:10,000



凡 例		面積 (ha)
種 別	容積率% 建ぺい率%	
市街化調整区域	—	約1,384
第一種低層住居専用地域 (建築物の高さの限度:10m)	80 40	約1,294
第一種中高層住居専用地域	100 100 80	約 28
第二種中高層住居専用地域	150 150 80	約 366
第一種住居地域	200 200 80	約 121
第二種住居地域	200 200 80	約 1.7
準住居地域	200 200 80	約 268
近隣商業地域	200 200 80	約 108
商業地域	400 400 80	約 23
準工業地域	200 200 80	約 81
工業地域	400 400 80	約 5.0
工業専用地域	200 200 80	約 27
高度地区	—	約 3.8
—	—	約 77
—	—	約 133
—	—	約 33
—	—	約2,569

凡 例		面積 (ha)
市街化調整区域・市街化調整区域線	—	—
都市計画道路	—	—
都市計画河川	—	—
都市計画公園・緑地	—	—
下水道処理場・ポンプ場	—	—
その他の都市施設	—	—
ごみ焼却場・ごみ処理場・し尿処理場	—	—
土地地区面整理事業	—	—
市街地再開発事業	—	—
高度利用地区	—	約 2.7
防火地域	—	約 31
準防火地域	—	約 502
風致地区	—	約 2,194
景観地区(建築物の高さの最高限度:15m)	—	約 232
特別緑地保全地区	—	—
近郊緑地特別保全地区	—	—
生産緑地地区	—	—
地区計画地区	—	—

市町名	鎌倉市
件名	鎌倉都市計画用途地の変更
図面の名称	総括図
縮尺	1/10,000
番号	1の1
作成年月日	令和 年 月 日

都市計画公園名称	都市計画道路名称
番号 公園名	番号 路線名
2-2-1 栄町公園	1-3-1 高速横浜環状南線
2-2-2 石原谷戸公園	1-4-1 横浜湘南道路
2-2-3 中村公園	3-2-1 横浜藤沢線
2-2-4 清水小路公園	3-2-1 鎌倉藤沢線
2-2-5 中村つじ公園	3-4-1 鎌倉停車場線
2-2-6 清水小路東公園	3-4-2 由比ヶ浜園谷線
2-2-7 釜ノ下こじか公園	3-4-3 横浜鎌倉線
2-2-8 長島みな公園	3-4-4 藤沢鎌倉線
2-2-9 吉沢かえで公園	3-4-5 深沢村岡線
2-2-10 栄ノ入南公園	3-5-1 国道134号線
2-2-11 東ノ瀬公園	3-5-2 原宿大塚線
2-2-12 東谷つし公園	3-5-3 大船停車場南線
2-2-13 向安公園	3-5-4 村木東名線
2-2-14 神ノ坂公園	3-5-5 長谷大町線
2-2-15 大久保公園	3-5-6 長谷常盤線
2-2-16 ききょう公園	3-5-7 藤沢大船線
2-2-17 当公園	3-5-8 大船停車場南線
2-2-18 大平山公園	3-5-9 阿久和鎌倉線
2-2-19 鎌倉山西公園	3-5-10 大船停車場小園谷線
2-2-20 鎌倉山西すみれ公園	3-5-11 小園谷佐野線
2-2-21 西鎌倉山のぼり公園	3-5-12 金沢鎌倉線
2-2-22 西鎌倉山北公園	3-5-13 鎌倉駅小町線
2-2-23 萩郷公園	3-5-14 小町材木座線
2-2-24 若松たんぽぽ公園	3-5-15 大船駅南線
2-2-25 西鎌倉山南公園	3-5-16 雪ノ下大船線
2-2-26 正福寺公園	
2-2-27 七重が浜かの公園	
2-2-28 船越る公園	
2-2-29 西鎌倉三丁目公園	
2-2-30 西鎌倉二丁目公園	
2-2-31 中村ふくろう公園	
2-2-32 打越北公園	
2-2-33 打越東公園	
2-2-34 富士塚公園	
2-2-35 上公園	
2-2-36 ひだ北公園	
2-2-37 ひだ南公園	
2-2-38 七重が浜東つじ公園	
2-2-39 七重が浜西丁公園	
2-2-40 七重が浜東三丁目公園	
2-2-41 七重が浜東いも公園	
2-2-42 七重が浜東五丁目公園	
2-2-43 七重が浜かの公園	
2-2-44 丹後が谷公園	
2-2-45 藤越山王下公園	
2-2-46 がんだがや南公園	
2-2-47 内田じょう公園	
2-2-48 新田下園防公園	
5-5-1 鎌倉海浜公園	
6-4-1 富田公園	
7-4-1 藤氏山公園	
7-6-2 鎌倉中央公園	
7-4-3 矢部港公園	
7-4-4 六間見山森林公園	

都市計画緑地名
番号 緑地名
第1号 鎌倉広町緑地
第2号 山ノ内西谷谷緑地
第3号 山崎・台峯緑地
第4号 山ノ内宮下小路緑地

1. この図面は、1:2,500の鎌倉都市計画基本図を平均倍率1.2で縮小図として作成したものである。
2. この地図、図面は測量法の公共測量に関する規定に基づき測量士の資格を得て測量成果を複製して作成したものである。【測量法第11条】
この図面、図面は測量法の公共測量に関する規定に基づき測量士の資格を得て測量成果を複製して作成したものである。
3. この図面、図面は測量法の公共測量に関する規定に基づき測量士の資格を得て測量成果を複製して作成したものである。【測量法第44条】
4. 市街化調整区域・市街化調整区域線は、1:2,500の図面である。